別表第二中

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,300円

を

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,300円
捜索救助用位置指示送信装置　小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　10,100円
捜索救助用位置指示送信装置　その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　11,800円

に

改める。

別表第二の二中

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,100円

を

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,100円
捜索救助用位置指示送信装置　小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　9,900円
捜索救助用位置指示送信装置　その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　11,600円

に

改める。

（船舶救命設備規則の一部改正）

第四条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ツをネとし、ワからソまでをカからツまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　捜索救助用位置指示送信装置

第八条第十五号中「艤装品」を「艤装品」に、「満載したもの」を「満載したもの」に改める。

第二十五条第五項中「レーダー・トランスポンダー」の下に「又は第四十条の二の規定に適合する捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第二十八条第一項第五号中「当該離脱装置を作動させるために必要な質量が四キログラムを超える場合にあつては、当該質量」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　摂氏零下十五度から摂氏四十度までの範囲の温度を通じて使用できるものであること。

第二十九条第一項第九号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第七号を第九号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　着用者を救命艇又は救命いかだへ引き上げることができるように作られたものであること。

第二十九条第一項中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　水中において他の救命胴衣と連結することができるものであること。

第二十九条第一項第五号中「高さから」の下に「救命胴衣を押さえた状態で水中に飛び降りた場合及び一メートルの高さから両腕をあげた状態で」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「着用されない」の下に「か、又は誤つた方法で着用した場合にも着用者に傷害を与えない」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　散粒状物質を詰めたものによつて浮力を得るものでないこと。

第二十九条の二第三号中「であること」の下に「手袋によつて覆う場合を含む。）」を加え、同条第八号中「及び第七号並びに前条第一項第六号及び第七号」を「から第八号まで並びに前条第一項第二号、第三号、第七号及び第九号から第十一号まで」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　水中において他のイマーション・スーツと連結することができるものであること。

第二十九条の三第二号中「頭部、手及び」を削り、「であること」の下に「（フード及び手袋によつて覆う場合を含む。）」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「第二十八条第一項第六号及び第七号、第二十九条第一項第六号及び第七号並びに前条第一号、第二号及び第五号から第七号まで」を「第二十八条第一項第六号から第八号まで、第二十九条第一項第七号、第九号及び第十号並びに前条第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号」に改め、同号を第五号とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十条の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。

三　九十六時間以上連続して使用することができるものであること。

四　第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

第七十八条の見出し中「レーダー・トランスポンダー」の下に「及び捜索救助用位置指示送信装置」を加え、同条中「レーダー・トランスポンダー」の下に「又は捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第九十六条の見出し及び同条本文中「レーダー・トランスポンダー」の下に「及び捜索救助用位置指示送信装置」を加え、同条ただし書中「レーダー・トランスポンダー」の下に「又は捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第九十七条第二項の表救命胴衣の項中「小児」を「者」に、「及び体重」を「又は体重」に改め、「（小児用の救命胴衣に限る。）」を削り、同条第十項中「を備え付けている救命いかだの容器には、レーダー・トランスポンダー」を「又は捜索救助用位置指示送信装置を備え付けている救命いかだの容器には、当該設備」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第五条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。

第四十七条の二第一項中「一個」の下に「（第二号に掲げる場所であつて主配電盤のある場所にあつては、二個）」を加え、同項第一号中「内燃機関」を「作業室、内燃機関」に改め、同項第二号中「冷凍機械」を「機関制御室、冷凍機械」に改め、同条第二項中「総トン数五百トン以上の」を削り、「機関室局所消火装置」の下に「（総トン数五百トン以上の第一種船等に限る。）及び二個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器」を加える。

第四十八条第一項中「」を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「備え付けなければならない。」を「備え付けなければならず、かつ、総トン数千トン以上の第一種船及び第二種船にあつては、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、五個以上でなければならない。」に改め、同項の表を次のように改める。